

昭和四七年一〇月五日起案

昭和四七年一〇月七日決裁

主査

早坂

第一部長

参事官

長官

参事官補

次長

総務主幹



集団的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあり

た標記の件について、別紙のとおりとりまとめられた。これを

同委員会に提出して頂くこと。

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済むある。

参議院決算委員会要求文書

集団的自衛権と憲法との関係

内閣法制局  
昭和四十二年十月廿五日

(参、決案(昭四、九、一四)に於ける水口謙三委員の質疑)

国際法上、国家は、この種の集団的自衛権を行使し、自

(密接な)

国と連環関係にある外国に對する武力攻撃を、自國が直

接攻撃を以て、自國が自衛権を行使し、武力を以て阻止すること

が正当化されるという地位を有してゐるものと見て可なり、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

下1472  
287

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和

(連邦)

国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則

(国際法上)

を宣明したものと認められる。そして、わが国が右の集団

(主権)

的自衛権を有していることは、国家である以上、当然と

いはなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

いわゆる

上集团的自衛权を有しているとしても、国家が危殆として

これを行使することば、憲法の承認する自衛の措置に

の限界をこえらるものであつて許さればいとの立場にたつ

てゐるが、これは次のようは考へ方に基づくものである。

は、  
おと

憲法第九條に、同條に、わゆる戦争を放棄し、

わゆる戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて

全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三条が「生命、自由及び幸

福追求に対する国民の権利について、……、国政の上で、

最大の尊重を必要とするし、首を定めて、いることから、

も、

わが国がみずから存立を全うし、

民が平和のうちに生存することまでも放棄して、いはいやであらう  
ことは明らか

自国の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとることを

禁じてゐると

（とうり）

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を

その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を

無制限に認めているとは 解されないのであつて、それ

は、あくまで **外国の武力攻撃** によつて国民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること、

急迫、不正の事態に対処し、 国民のこれらの

（さ）れるものであるから、

利を守るための止むを得ない措置としてはいじめを容認

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最小

限度の範囲にとどまるべきものである。 （べき） （べき）

は、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される

のは、わが国の領土又は国民に対する急迫不正の

侵害に対処する場合に限られるのであり、したがって、他

國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容

（い）  
（わ）  
（る）

とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されること



わが  
心を  
得た  
こと